

《 ．主な提出意見》

< 1 ．対象化学物質 >

(1) 種類

(一般)

対象物質は、広範に定める。(同様意見 6 件 : N G O 等)

- ・人体への有害性のみならず、環境に与える直接的・間接的影響の観点から選定する。(同様意見 1 件)
- ・対象物質等の前駆物質、中間生成物で排出・漏洩の可能性があるものを加える。
- ・爆発性、急性毒性がある物質を加える。

対象物質は、科学的根拠に基づき有害性等が明確な物質に限定する。

(同様意見 2 件 : 企業・業界)

(個別物質 (群))

オゾン層破壊物質 (フロン類等) を加える。

(同様意見 4 件 : N G O 、個人)

内分泌攪乱物質 (環境ホルモン物質) を加える。(同様意見 3 件 : 個人)

地球温暖化物質を加える。(同様意見 2 件 : N G O 、個人)

- ・酸性雨原因物質、合成界面活性剤、家庭用防虫剤、家庭用殺虫剤、塩素化炭化水素、利水障害物質を加える。

(選定基準)

- ・国際基準より厳しいレベルとする。
- ・地域的基準の追加も認める。

(選定方法)

- ・対象物質は、詳細な調査を行い、再検討する。(同様意見 1 件)
- ・物質群は個別物質をリストアップし限定する。
- ・CAS No. の区別を徹底する。(同様意見 1 件)

(変更)

最新情報をベースに定期的に見直しし、遅滞なく変更ができる柔軟な仕組みとする。(同様意見 2 件 : N G O)

- ・変更プロセスに市民が参加できる仕組みとする。

(2) 裾切り

環境ホルモン物質等極低濃度の汚染で問題となる物質があるので、含有率の裾切りは下げる方向で見直す必要がある。(同様意見 2 件 : N G O)

- ・汎用有機溶剤は含有率 5 % 以上とする。

< 2 ．対象事業所 >

(1) 業種

(一般)

- ・抜け落ちている業種があるので引き続き検討すべき。

(個別)

- ・ゴルフ場は排出量推計が容易なので点源の対象とする。(同様意見 1 件)
- ・大型公園、大規模畜産団地、水産養殖場など比較的容易に特定でき、対象物質を大量に使用するので、点源の対象とする。
- ・消防法で定められている届出施設、有害化学物質関連法令等に該当する施設を有する事業所を対象とする。

(2) 裾切り

原則として、裾切りせず、全ての事業所を対象とすべき。中小企業については、報告について国が必要な支援を行う。(同様意見 3 件 : N G O 等)

- ・環境リスクの適正な把握の観点から裾切りを行うべき。(同様意見 2

件)

- ・従業員規模による裾切りを下げるべき。(同様意見 1 件)
- ・リスク度は有害性と使用量の積で決まるので裾切りは使用量規模で行うべき。
- ・業種や規模による裾切りは、各地域の特性を踏まえ慎重に行うべき。

(3) その他

- ・規模の裾切り業種の見直しは定期的に行うべき。
- ・未報告事業所の解析をし、対策の検討を進めるべき。

< 3 . 報告内容 >

- ・「保管量」等についても含めるべき。(同様意見2件)
- ・「製造出荷分」、「製品(半製品)在庫分」も含めるべき。
- ・産業廃棄物の移動の範囲の考え方を検討すべき。

< 4 . 排出・移動量の算定 >

(1) 点源

(推計マニュアル)

- ・パイロット事業での算出方法は、過大な費用・労力を強いないことから評価できる。
- ・詳細で親切的な記述振りは評価できる。
- ・日本の実態を踏まえた推計方法の見直しが必要である。
- ・さらに簡易な把握方法や高精度に推計する方法を継続的に検討し、制度に反映させるべき。
- ・業界毎のマニュアルの整備充実を図る等推計マニュアルを社会が認知していく仕組みが必要である。(同様意見1件)

(精度)

- ・排出状況の情報収集と調査研究を進め、排出・移動の状況が公平に評価されるようにすべき。
- ・業界毎の相場値を作成し検証すべきである。(同様意見1件)
- ・産業界全体でのバランスを正確に検証する仕掛けを最優先で検討すべき。
- ・精度の向上には時間が必要なので早計な精度アップを求めるべきでない。
- ・精度を高めるよりも、データを活用する方が適当である。

(2) 非点源

(カテゴリー)

- ・「中小規模業種」に抜け落ちがないか十分検討を行う必要がある。
- ・「航空機の排ガス」に含まれる化学物質も把握する必要がある。
- ・「家庭園芸用の農薬」の推計を行うべき。
- ・「耐久性製品」中に含まれる有害化学物質も検討されたい。
- ・「対象規模未満の事業所」や「家庭用殺虫剤」、「自治体焼却場」等もシェアが極小と言えないので排出・移動量の把握をするべき。

- ・数年毎の見直しが必要である。

(推計方法)

統計からの推計のみに頼ることは見直すべき。

- ・農業は農家やその他の管理者からデータを提供してもらうべき。
- ・消費者からも積極的に報告を求める方法・条件・体制を確立すべき。
- ・中小事業所からもデータを集めるべき。
- ・微量物質(特に自動車から排出される物質)の測定精度の向上が必要である。
- ・交通実態の調査研究を進め、推計手法の精度を向上させる必要がある。
- ・移動発生源は、交通量調査を行い、その地域の平均発生量の推計を行う。
- ・家庭からの排出は当面全国消費量から推計するしかないが、販売量、成分量を明確にするよう企業を促すべき。
- ・より細かなセグメントでの使用(消費)状況を把握できる体制作りが必要である。
- 排出・移動量に自然現象における変化量や自然界の存在量も加味すべき。(同様意見1件:企業、業界)
- 裾切り以下の事業所からの排出量を把握する手法を検討すべき。(同様意見1件:NGO)

(その他)

- ・点源・非点源、移動発生源の全体における位置を把握しているのは評価できる。

< 5 . 事業者負担 >

- ・対象物質の種類が多いと企業の担当者の負担が大きい。

< 6 . 支援方策 >

成分情報提供システムを早急に構築すべき。

(同様意見2件:企業、業界、NGO)

- ・成分情報をパソコンで読みとれるような検討を進められたい。
- ・MSDSの一般公開ないし表示の義務化。

削減技術等に対して国が支援すべき。(同様意見1件)

- ・削減技術等のデータベースシステムの構築を行う。
- ・削減のためのリサイクル、無害化センターの建設を行う。

< 7 . 集計 >

- ・非点源の集計情報について、詳細な情報を収集・提供すべき。
- ・集計データの精度を数値化し、精度を上げる。
- ・集計情報は、ニーズに応じて加工・提供すべき。
- ・集計をいかに安くやるか検討すべき。

< 8 . 情報提供 >

(中間報告)

- ・対象化学物質データシートによる毒性や物性の詳細データの提供を評価。
- ・電子データの提供を評価。
- ・OECDのPRTTRシステム構築に関する原則に照らしてパイロット事業の過不足の明記をするべき。(同様意見1件)
- ・推計に必要なデータ及び得られなかった理由を明記すべき。
- ・背景についてわかりやすく整理し解説するべき。
- ・具体的活用方策を例示すべき。
- ・他制度との関係を明記すべき。
- ・個別対象物質データシートの項目に記載漏れ等があるので査読すべき。(同様意見1件)

(提供内容)

- ・市民の化学物質の情報ニーズに対して的確に整理された情報を提供する。
- ・情報のコストパフォーマンスを考え、税金の無駄にならないよう配慮すべき。
- ・リスクと量を正確に公表する仕組みの早期整備が必要である。
- ・リスク評価に係る適切な情報の普及が必要である。(同様意見1件)
- ・ランク別優先の集計表示とすべき。
- ・可能なものから濃度レベルの推計を行う。
- ・PRTTRの意義の情報提供も重要である。
- ・対象化学物質データシートによる毒性や物性の詳細データの提供する。
- ・一般市民に商品や廃棄物の有害性のデータを提供する。

- ・環境ホルモンであることを明確に表示するべき。
- ・地球環境に対するリスク情報(オゾン層破壊物質であること等)を提供するべき。(同様意見1件)
- ・分解後に変化した物質の情報の提供する。(同様意見1件)
- ・わかりやすい即地情報としての加工が不可欠である。
- ・市町村単位を基本に可能な限り分割した集計データが必要である。
- ・可能な限りメッシュや行政区境ごとの集計・表示が必要である。(同様意見1件)
- ・廃棄物の移動先の地名の公表する。
- ・排出者による補足的情報の添付ないし追加を可能とする。

(提供方法)

- ・電子データの提供。
- ・市民の情報アクセス方法の研究を早急に行う必要がある。
- ・生データと標準データ以外の実費程度の有料化はやむを得ない。

< 9 . 全国展開(技術的事項以外) >

(制度導入)

- (早期に)法制度化すべき。(同様意見4件:NGO等)
- 導入には時間をかけて議論・準備を行うべき。
- (同様意見1件:NGO、業界)

(制度のあり方)

- 報告の義務付けが必要。(同様意見3件:NGO等)
- ・工場・事業所ごとのデータ公表の義務付けが必要。
- ・報告の公平性の確保を図る必要。(同様意見1件)
- 報告の義務付けに頼りすぎない社会システムの早期構築。
- ・事業者の保護育成や産業政策のついでではなく、環境保全を目的とする制度であるべき。(同様意見1件)
- ・化学物質の管理をしっかりできる制度にするべき。
- ・環境汚染が発見された場合の法的措置を検討する必要がある。
- ・決定プロセスに市民参加の決定機関を設け、市民意見の募集・ヒアリングを予め規定する。

排出削減に成果をあげた事業者を評価する制度を設ける。

(同様意見2件：個人)

- ・環境庁と都道府県・政令市ベースで実務を進行すべき。

(他の仕組みとの関係)

- ・産廃マニフェスト制度と絡める。
- ・ISO14001の環境影響評価手法を取り入れる。
- ・LCAの考え方を組み込む。
- ・日常的な環境管理の徹底との連動を図る。

(枠組み)

- ・産業廃棄物の移動の範囲は、中間処理業者までとしてよいか。
- ・取扱量、生産量等化学物質の流通が把握できる仕組みとすべき。
- ・保管量、保管場所の収集・公表もされたい。
- ・有害度ランクの細分化と排出量と積算値での削減優先度の決定。

(個別データの公表)

事業所毎のデータを公表すべき。(同様意見13件：NGO、個人)

- ・「トップランナー」方式で公開の競争をした方が实际的である。
- ・公共事業体の報告内容をまず公開して合意形成を図る。

事業所毎のデータを公表すべきではない。(同様意見1件：企業、業

界)

(企業秘密)

- ・挙証責任を事業所に付した上で例外的に認める。
- ・企業秘密の判定に当たっては、判断基準の透明性等を図る。

(検討過程)

市民が参加して意思決定されるべき。(同様意見2件：NGO等)

- ・検討会等における検討経過の公開等により透明性を高める必要がある。
- (同様意見1件)
- ・OECDの国際会議を契機に国民的議論を盛り上げる必要がある。
 - ・関係省庁や産業界の取組と調整を図る必要がある。

(その他)

- ・公表に係る問題を中立的に判定する機関設置の検討が必要である。
- ・地域環境に関する情報整備が必要である。

- ・市民からの情報公開要請に制約条件をつけない。
- ・総合評価手法の充実。
- ・リスクコミュニケーションの適切な確保。
- ・情報の解説ができるNGOの育成を図る。
- ・コストについて十分考慮する。
- ・事務的作業の煩雑さを回避する。
- ・化学物質汚染に関連する現行規制法の早急な再検討が必要。
- ・既存の物質の全てに対し新たな視点から審査していく仕組みの検討。
- ・リスク評価・暴露評価等の科学的説明が必要。

<10. その他>

(パイロット事業)

今回の試みを評価。(同様意見2件：NGO等)

- ・事業の評価、検討に際し、全ての利害関係者による開かれた議論が不可欠。

(普及啓発)

市民・NGOへのPRに努めるべき。

- ・PRTRの名称をわかりやすいものにする。
- ・セミナーの回数を増やす。
- ・セクター毎の説明会を開催する。
- ・学校の授業で紹介する。
- ・普及啓蒙・教育のためのプログラム作りに本腰を入れて取り組むべき。